

12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です  
税・保険料などの納付をお忘れなく!!

滞納は  
させない!  
放置しない!!  
逃がさない!!!

## オール東京 滞納STOP 強化月間

12月は東京都と連携して「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、徴収対策を集中的に実施し、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を図ります。

### 日の出町の滞納STOPへの取り組み

文書による催告	滞納処分の実施	職員による 一斉臨戸徴収
---------	---------	-----------------

#### ◆納税相談について

病気や災害など、やむを得ない理由で納期限内に納付することが困難な方については、生活状況をお聞きした上で、納付相談をお受けしています。

### 12月納期到来分（納期 12月27日）

固定資産税都市計画税	第4期
国民健康保険税	第6期
介護保険料	第6期
後期高齢者医療保険料	第6期

### ★強化月間の12月は2週にわたり 夜間・休日窓口を開設します!

納税相談もお受けします。ご利用ください。  
証明書の発行はできません。  
夜間／12月9日(木)・16日(木)  
午後7時30分まで  
休日／12月11日(土)・12日(日)・18日(土)・19日(日)  
午前9時から午後1時

### 税金の納付は口座振替やコンビニ納付、 スマートフォン決済アプリが便利です

- 口座振替は、指定された口座から自動的に納税ができる便利で確実な制度です。  
口座振替を希望する方は、税務課または町内金融機関の窓口にある口座振替依頼書に必要事項を記入し、通帳届出印をお持ちのうえ、金融機関窓口へ提出してください。  
※申し込みから最初の振替までに1カ月ほどかかります。余裕をもってお申し込みください。
- バーコード付きの納付書は納付書発行日から1年間を期限として、お近くのコンビニエンスストアでも納付できます。24時間いつでも納めることができます。  
※取扱店舗は、納付書の裏面に記載しています。
- 令和3年度から日の出町でもスマートフォン決済アプリ（電子マネー）での納付ができるようになりました。ご利用できるアプリは下記の通りです。

- ・PayPay 請求書払い
- ・LINE Pay 請求書払い
- ・d払い請求書払い
- ・J-Coin 請求書払い
- ・au PAY（請求書払い）

対象となる町税など詳しくは町ホームページの「スマートフォン決済アプリ（電子マネー）納付のご案内」のページをご覧ください。



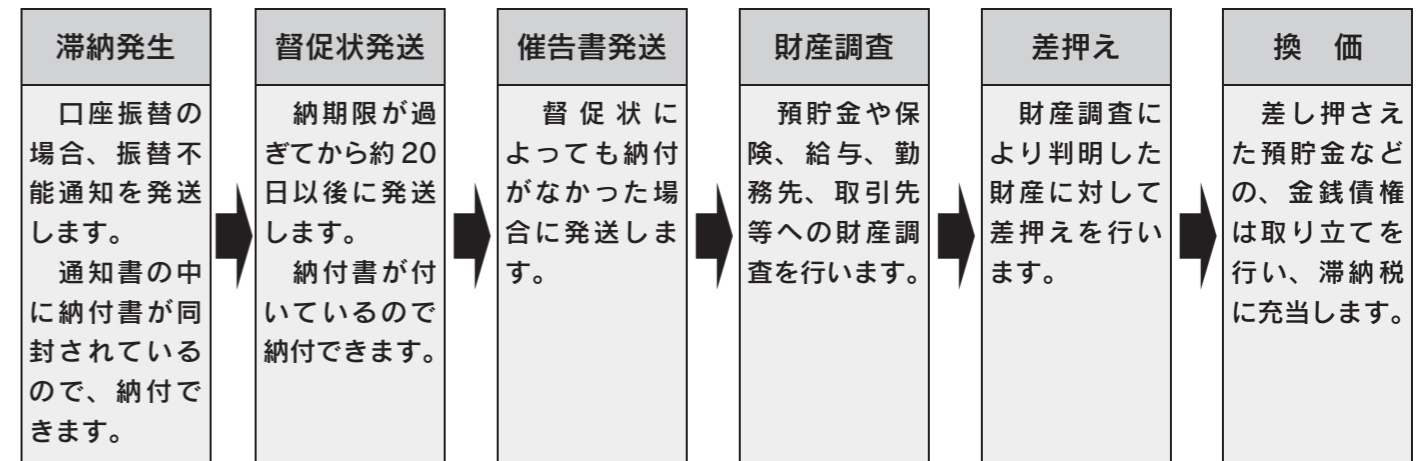
# 日の出町は東京都と連携し 徴収対策を集中して実施します!!

### 納期限までに納付されず滞納してしまうと…

都税や町税が納付されないと福祉や教育などに使われるべき財源が確保できなくなります。また、納付されている人との公平性を欠くこととなります。地方税法の規定により「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときには、財産を差し押さえなければならない。」とされています。

日の出町では、督促状の発送のほか、電話での催告、滞納者宅への臨戸徴収、悪質な滞納者に対する預貯金・給与・保険・不動産等の調査や差押、タイヤロックの強化など滞納の解消に向けた取組に力を入れています。

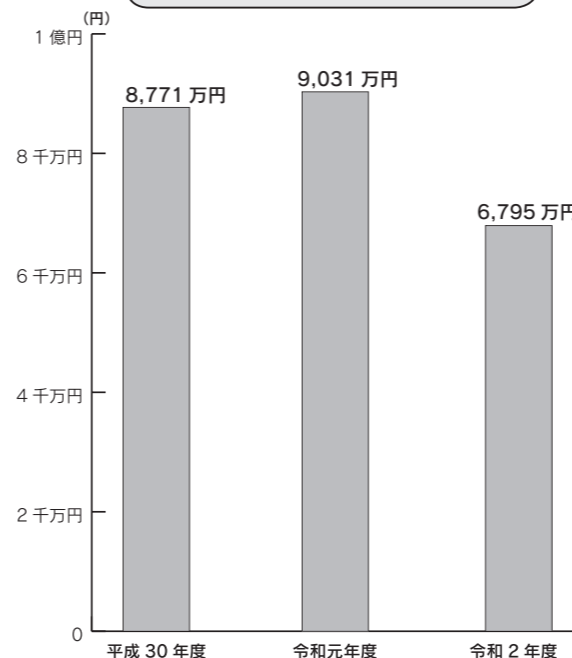
### 滞納処分の流れ



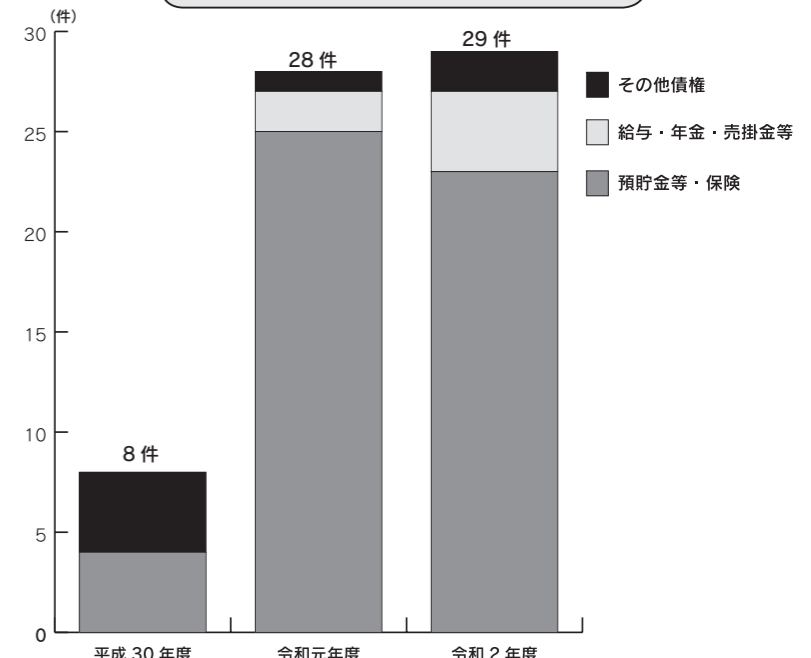
### 日の出町の町税滞納額・徴収率、差押件数

令和元年度から差押の取り組みに力をいれた結果、令和2年度では町税滞納額が約6,795万円、町税徴収率が約97.5%となり、元年度と比較して町税滞納額を約2,236万円減らし、町税徴収率を0.7%上げることができました。(令和3年5月末時点)

#### 町税滞納額の推移



#### 差押件数の推移



問 税務課 納税係 ☎ 042 (588) 4107